

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、桶川市から桶川市の区域内において行われる桶川都市計画事業（仮称）桶川北本IC周辺東部地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町、吉見町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

桶川市環境対策推進課

鴻巣市環境課

上尾市環境政策課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町環境課

ロ 期間

令和四年九月十六日（金）から令和四年十月十七日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）